

Fast光 光コラボレーションサービス規約

第1条（規約の適用）

1. 株式会社First Fine(以下「当社」といいます)は、個人向けインターネットサービス「Fast光 光コラボレーションサービス規約」（以下「本規約」といいます）を定め、「Fast光 光コラボレーションサービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本サービスは、当社が西日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という）の提供する光コラボレーションモデルを活用し、本サービスの契約者に対し光回線を提供するものです。
3. 本規約は「Fast光 利用に関する基本規約」（以下「原規約」といいます）の一部を構成するものであり、本サービスの契約者（以下「利用者」という）は原規約を承諾したものとします。
4. 本規約に定めのない事項は原規約によります。
5. 本サービスの提供条件について、本規約に定めのある場合を除き、NTT東西の「IP通信網サービス契約規約」（以下「IP通信規約」といいます）によります。

第2条（規約の変更）

1. 当社は本規約を変更する場合があります。その場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（サービスの種類）

1. 本サービスはベストエフォートサービスです。
2. 本サービスは、NTT東西の提供条件と利用者の利用形態により、別紙に定める区分があります。
3. 提供するサービスの詳細は別紙に定めます。
4. 本サービスはNTT東西または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも利用者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

第4条（サービス提供区域）

1. 本サービスはIP通信規約第6条によって定められた提供区域に提供します。
2. 前項の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第5条（契約の種類）

1. 本サービスはNTT東西の提供する光コラボレーションを活用したIP通信網サービスを提供します。
2. 本サービスにローミングサービス契約はありません。
3. 本サービスに臨時IP通信網サービス契約はありません。

第6条（契約の単位）

1. 当社は、当社の発行するユーザID（当社が契約を管理する当社独自のID）1つに対し、1回線のIP通信網サービスを提供し、契約を締結します。

第7条（利用者回線の終端）

1. 本サービスの終端は、NTT東西がIP通信規約第9条で定める条件の終端とします。

第8条（契約申込の方法等）

1. 本サービスを申込みする（本規約第9条の方法も含む）ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

(1) 本規約に定める契約種類

(2) 利用者の氏名

(3) 利用者の性別

(4) 利用者の生年月日

(5) 利用者の連絡先

(6) 本サービスの回線の終端の場所

(7) 本規約に定める料金の支払い方法

(8) 利用者が個人または屋号（個人事業主）であり、利用者および連絡担当者が申込み日の時点でともに

70歳以上の場合、申込内容確認書兼同意書

(9) その他当社が指定する事項

2. 本サービスの申込みに際し、利用者本人である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。
3. 本サービスの申込みについて、利用者より申込み代行の委任を受けたもの（以下「代行者」という）が代行して申込み場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

第9条（転用）

1. NTT東西のIP通信網サービスのうち、NTT東西が定める種類の回線は、本サービスに移行すること（以下「転用」といいます）ができます。
2. 当社で転用が完了した場合、利用者の都合による転用前のNTT東西のIP通信網サービスに復旧する事はできません。
3. 当社が定める方法を除き、本サービスから、NTT東西を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。
4. NTT東西のIP通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項を提出していただきます。
5. 転用に際し、IP通信網サービス契約者（IP通信網サービス契約者より委任された者も含みます）はNTT東西が指定する方法で、NTT東西に転用承諾を得るものとします。
6. 転用承諾手続きについて、IP通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について、当社は一切の責任を負いません。

第10条（契約申込の承諾）

1. 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT東西に回線の開通や転用の諾否を照会し、NTT東西が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。
2. 当社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。
3. NTT東西が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または当社が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は本条第1項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - (2) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (3) 過去に本規約または原規約に違反しているとき
 - (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

第11条（利用者情報の提供）

1. 利用者の情報について、当社はNTT東西に以下の内容を通知し、NTT東西はそれらを記録・保管します。
 - (1) 利用者の氏名
 - (2) 回線の設置場所住所
 - (3) 書類等の送付先住所

第12条（契約者回線等番号）

1. 契約者回線等番号は、NTT東西のIP通信規約第15条第1項、第2項の定めるところにより、契約者回線ごとに割り当てます。
2. 契約者回線等番号は、NTT東西および当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、変更することがあります。
3. 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめ該当の利用者に通知します。

第13条（契約内容の変更）

1. 利用者は、転居等、回線の終端の場所を異動（以下「移転」という）するにあたり、当社およびNTT東西が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

第14条（サービス回線の移転）

1. 利用者は、本サービス提供地域内を移転先とする場合、本サービス回線の移転を申込みすることができます。

第15条（サービスの一時中断の請求について）

1. 利用者はいかなる理由があっても、本サービスの利用の一時中断を請求することはできません。

第16条（サービス契約の譲渡）

1. 本サービス契約の譲渡はできません。

第17条（サービス契約権の譲渡）

1. 本サービス契約権の譲渡はできません。

第18条（相互接続）

1. 当社は本サービスに対する相互接続を行いません。

第19条（当社が行うサービス契約の解除）

当社は、以下のいずれかに該当した場合、本サービスの提供に関する契約を解除します。

1. NTT東西から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合
2. 本サービスの契約者が、本規約及び原規約に反した場合

第20条（利用者が行うサービス契約の解除）

1. 当社が利用者に本サービスを提供開始した後、利用者が当社に対し、本サービス契約の解除をする場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。
2. 利用者が、本サービスで利用しているNTT東西の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、本サービスの契約を解除する必要があります。ただし、NTT東西が定める事業者変更によって他社サービスを契約する場合は、別途、事業者変更手続きを行う必要があります。
3. 本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、利用者が負担するものとし、当社は負担しません。
4. 当社が利用者に本サービスを提供開始する前に、利用者が当社に対し、本サービス契約の解除をする場合は、本サービスを提供開始する2日前までに、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。本サービスを提供開始する2日以内に本サービス契約の解除を通知した場合、本条1項と同様に取り扱い、別紙に定める「手続きに関する初期手数料」として、キャンセルに伴って当社に実際に発生をした費用分として事前・事後キャンセル稼働費を請求します。ただし、実際に発生をした費用がない場合は請求をしません。

第21条（本サービスの契約解除にかかる責任）

1. 本規約第19条、第20条の本サービスの契約解除に伴って発生する本サービス契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

第22条（本サービスの付加機能）

1. 当社は別に定める付加機能を提供します。

第23条（利用中止）

1. 当社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 本規約第26条の定めによるとき
 - (3) その他当社が必要と判断したとき。

第24条（利用停止）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するとき、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) その他当社が必要と判断したとき。

第25条（発信者番号通知）

1. 本サービスの回線番号は、その接続先に通知します。
2. 利用者が通知を希望しない場合、当社にその旨の申込みが必要です。ただし、利用者が希望しても当社が必要と判断した場合、通知をし続ける場合があります。

第26条（通信利用の制限等）

1. NTT東西のIP通信規約第36条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第27条（料金および工事に関する費用）

1. 本サービスの料金および工事に関する費用は、当社が別紙に定める通りとします。

第28条（解約金）

1. 本サービスに転用する回線がNTT東西のIP通信網サービスであり、その回線がNTT東西で開通した時の初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービスへ転用および転用後に解約した時に、別に定める解約金が生じます。

第29条（料金、工事費、解約金等の支払義務）

1. 契約締結以降、手続きに関する料金、本サービス料金、工事費、解約金等について、利用者は支払義務を負います。
2. 当社は、利用者が従前契約していたNTT東西のIP通信網サービスについて、NTT東西のIP通信規約第22条の2第3項(1)に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について、利用者に請求し、利用者は支払義務を負います。
3. 利用者は、本サービスの解約、移転等端末変更を行う際はNTT東西より貸与された端末をNTT東西へ返却する必要があります。未返却によって、NTT東西より当社に対し端末に関する費用が請求された場合、当社は利用者に相当額を請求し、利用者は支払う義務を負います。

第30条（利用者の維持責任）

1. 利用者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するように維持する義務を負います。

第31条（修理または復旧の順位）

1. 修理または復旧の順位はNTT東西のIP通信規約第50条の定めによります。

別紙<本サービスの料金表（NTT東西の営業区域に該当する地域）>

■月額料金、区分表

契約期間	サービス名 ※2	プラン名	設置場所の区分	初期費用（税抜）	月額料金（税抜）※1	単位
36ヶ月	Fast光 ファミリー4280	単体	戸建住宅	3,000円	4,280円	1契約者回線ごと
36ヶ月	Fast光 ファミリー5180	インクルード	戸建住宅	3,000円	5,180円	1契約者回線ごと
36ヶ月	Fast光 マンション3380	単体	集合住宅	3,000円	3,380円	1契約者回線ごと
36ヶ月	Fast光 マンション4180	インクルード	集合住宅	3,000円	4,180円	1契約者回線ごと
30ヶ月	Fast光 ファミリー4580	単体	戸建住宅	3,000円	4,580円	1契約者回線ごと
30ヶ月	Fast光 ファミリー5680	インクルード	戸建住宅	3,000円	5,680円	1契約者回線ごと
30ヶ月	Fast光 マンション3680	単体	集合住宅	3,000円	3,680円	1契約者回線ごと
30ヶ月	Fast光 マンション4560	インクルード	集合住宅	3,000円	4,560円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fast光 ファミリー4980	単体	戸建住宅	3,000円	4,980円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fast光 ファミリー5980	インクルード	戸建住宅	3,000円	5,980円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fast光 マンション3980	単体	集合住宅	3,000円	3,980円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fast光 マンション4980	インクルード	集合住宅	3,000円	4,980円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fast光 10ギガ6100 ※3	単体	戸建・集合	3,000円	6,100円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fast光 10ギガ6900 ※3	インクルード	戸建・集合	3,000円	6,900円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fastコール ※4	-	-	3,000円	2,500円	1契約者回線ごと
24ヶ月	Fastコールプラス ※4	-	-	3,000円	3,500円	1契約者回線ごと

※1 開通月は無料です。料金は月末で締め、翌月末日までにお支払いいただきます。

※2 サービス名に記載のない、光電話などNTT東西が提供するサービスの料金などは、基本的にNTT東西が提供する金額に準じます。ただし、サービスによっては提供ができない場合があります。また、すべてのプランでは標準でメールアカウントを提供しておりません。また、すべてのプランが定額制サービスです。

※3 サービスを利用するためには、対応ルーターが必要です。対応ルーターはお客様が準備するか、当社からレンタルいただくか、のどちらかお選びいただけます。対応ルーターはIPv6 IPoEに対応し、かつ、DHCPv6-PD方式に対応している必要があります。当社からレンタルいただく場合は、別途550円（税込）が必要です。但し、10ギガプランでひかり電話を利用する場合は、レンタル料が無料となります。

※4 電話のみプランですのでインターネット接続はできません。通話料や追加した電話オプションサービス等の料金は別途発生します。

■手続きに関する初期手数料

種別	区別	適用	料金（税込）	単位
事務手数料	新規契約料 ※1	新規にサービスを申込み場合	880円	1契約者回線/回ごと
事務手数料	転用手数料 ※2	NTT東西が指定する回線を本サービスに転用する場合	1,980円	1契約者回線/回ごと
事務手数料	事業者変更手数料 ※3	他コラボレーションサービスから本サービスへ事業者変更をする場合	1,980円	1契約者回線/回ごと
事務手数料	転用後キャンセル稼働費 ※4	（新規の場合は工事日、転用の場合は転用日）の2日以内にキャンセルをした場合、または転用後にキャンセルし元の回線に戻す場合	33,000円	1契約者回線/回ごと
事務手数料	事業者変更後キャンセル稼働費	事業者変更後にキャンセルし元の回線に戻す場合	17,600円	1契約者回線/回ごと

※1 本手数料が必要となるサービスはFast光サービス、もしくは、Fastコール・Fastコールプラスです。

※2 「Fast光サービス、もしくは、Fastコール・Fastコールプラスのみを転用した場合の料金」、「Fast光サービス、もしくは、Fastコール・Fastコールプラスと付加サービスを同時に転用した場合の料金」、「付加サービスのみ単独で転用した場合の料金」、「複数の付加サービスを同時に転用した場合の料金」は、いずれも転用手数料1契約分です。

※3 事業者変更手数料は、変更先事業者へ支払うこととなります。当社に事業者変更いただく場合は当社に、他社へ事業者変更する場合は変更先の事業者へ支払う必要があります。光アクセスサービス、もしくはFastコール・Fastコールプラスと付加サービスを同時に事業者変更した場合の料金は、1契約分の事業者変更手数料が発生します。

※4 転用後キャンセル稼働費は、光アクセスサービス、もしくはFastコール・Fastコールプラスの転用後キャンセルのキャンセル元事業者へお支払いいただきます。

※5 事業者変更後キャンセル稼働費は、光アクセスサービス、もしくはFastコール・Fastコールプラスの事業者変更後キャンセルのキャンセル元事業者（事業者変更時の変更先事業者）にお支払いいただきます。

■初期工事費用、移転工事費用

工事先への工事担当者の派遣の有無	設置場所の区分 ※3	支払回数 ※5	金額（税抜） ※4	単位
有り ※1	戸建・集合向け 全プラン	一括	24,000円	1工事ごと
有り ※1	戸建・集合向け 全プラン	24回分割	初回840円 + 2回目以降800円 × 29回	1工事ごと
無し ※2	戸建・集合向け	一括	4,000円	1工事ごと

※1 本工事に含まれる工事内容は以下の通りです。

基本工事、交換機等工事、屋内配線工事、回線終端装置工事、機器工事

土日祝・時間外の訪問は、割増料金が別途発生します。光コンセントの有無による工事費に変更はありません。

※2 本工事に含まれる工事内容は以下の通りです。

基本工事、交換機等工事

工事担当者のお客様宅へのお伺い有無については、原則当社にて判定します。

※3 転用の場合は対象外となります。

※4 上記は代表的な工事の場合の金額です。利用者の環境により、その他の工事費がかかる場合があります。また、お支払いの途中で本サービスを解約した場合、残債金額を一括で請求します。

※5 移転の場合は、支払回数は一括のみ選択可能です。

■契約期間と契約解除料

サービス名	プラン名	契約解除料（不課税） 【法人・屋号】	契約解除料（不課税） 【個人】	契約期間	単位
Fast光 ファミリー4280	単体	15,000円	月額利用料1ヶ月分	36ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 ファミリー5180	インクルード	15,000円	月額利用料1ヶ月分	36ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 マンション3380	単体	15,000円	月額利用料1ヶ月分	36ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 マンション4180	インクルード	15,000円	月額利用料1ヶ月分	36ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり

サービス名	プラン名	契約解除料（不課税） 【法人・屋号】	契約解除料（不課税） 【個人】	契約期間	単位
Fast光 ファミリー4580	単体	15,000円	月額利用料1ヶ月分	30ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 ファミリー5680	インクルード	15,000円	月額利用料1ヶ月分	30ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 マンション3680	単体	15,000円	月額利用料1ヶ月分	30ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 マンション4560	インクルード	15,000円	月額利用料1ヶ月分	30ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 ファミリー4980	単体	15,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 ファミリー5980	インクルード	15,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 マンション3980	単体	15,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 マンション4980	インクルード	15,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 10ギガ6100 ※3	単体	15,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fast光 10ギガ6900 ※3	インクルード	15,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fastコール ※4	-	20,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり
Fastコールプラス ※4	-	20,000円	月額利用料1ヶ月分	24ヶ月毎の自動更新 ※1	1契約あたり

※1 工事完了月を1ヶ月目として、更新月とその翌月は契約解除料をいただきません。

■品目変更工事費

区分 ※4	料金（税込）	単位
戸建向け・集合向け（ひかり配線方式）における同一タイプ内での速度変更（「100M」「200M」「1G」間）又は戸建向けにおけるファミリープランとライトプラン間の品目変更 ※1	3,300円	1工事ごと
戸建向け・集合向け（ひかり配線方式）における同一タイプ内でのファミリー・マンション・ライトとX10ギガプラン間の品目変更 ※2	11,660円	1工事ごと
戸建向けから集合向けへの変更 ※3	24,000円	1工事ごと
集合向けから戸建向けへの変更 ※3	24,000円	1工事ごと
集合向けにおけるVDSL方式・LAN方式と、ひかり配線方式との変更 ※3	24,000円	1工事ごと

※1 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。

基本工事費、交換機等工事

なお、工事担当者はお伺いしません。

※2 無派遣工事が可能な場合は、3,300円です。工事担当者のエンドユーザー様宅へのお伺い有無については、原則、当社にて判定します。

※3 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。（工事によっては含まれない項目があります）

基本工事、交換機等工事、屋内配線工事、回線終端装置工事、機器工事

土日及び祝日、または年始年末に工事を実施する場合、土日休日割増工事費が加算されます。

※4 お客様の申込内容、設備状況によっては、工事費や派遣有無が変更となる場合があります。